

令和6年12月市議会定例会提案予定議案（その2）（要旨）

議案第8号 令和6年度銚子市一般会計補正予算（第6号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ2億9,981万3千円増額し、総額を304億9,198万6千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

(1) 令和6年度住民税非課税世帯給付金経費（3万円給付及びこども加算）

2億5,600万円

(2) 職員給与費等

4,608万5千円

議案第9号 令和6年度銚子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ25万4千円減額し、総額を73億6,374万7千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた給与改定及び職員数・職員構成の変動等に伴う補正

▲25万4千円

議案第10号 令和6年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ409万円増額し、総額を66億6,999万3千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた給与改定及び職員構成の変動等に伴う補正

409万円

議案第11号 令和6年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ36万6千円増額し、総額を10億2,636万6千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた給与改定及び職員構成の変動等に伴う補正

36万6千円

議案第12号 銚子市職員の給与に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 給料月額の改定

ア 対象職員 全職員

イ 改定時期 令和6年4月1日

(2) 期末手当・勤勉手当の支給月数

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員

			6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	6年度	期末手当	1.225月分	1.225月分	2.45月分	4.50月分
		勤勉手当	1.025月分	1.025月分	2.05月分	
改 定 後	6年度	期末手当	1.225月分	<u>1.275月分</u>	<u>2.50月分</u>	<u>4.60月分</u> (+0.1月)
		勤勉手当	1.025月分	<u>1.075月分</u>	<u>2.10月分</u>	

イ 定年前再任用短時間勤務職員

			6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	6年度	期末手当	0.6875月分	0.6875月分	1.375月分	2.35月分
		勤勉手当	0.4875月分	0.4875月分	0.975月分	
改 定 後	6年度	期末手当	0.6875月分	<u>0.7125月分</u>	<u>1.40月分</u>	<u>2.40月分</u> (+0.05月)
		勤勉手当	0.4875月分	<u>0.5125月分</u>	<u>1.00月分</u>	

ウ 特定任期付職員

			6月支給分	12月支給分	計
現 行	6年度	期末手当	1.70月分	1.70月分	3.40月分
改 定 後	6年度	期末手当	1.70月分	<u>1.75月分</u>	<u>3.45月分</u> (+0.05月)

○施行期日 公布の日

議案第13号 銚子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

会計年度任用職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 給料月額の改定

ア 対象職員 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員

イ 改定時期 令和6年4月1日

(2) 期末手当・勤勉手当の支給月数

			6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	6年度	期末手当	1.225月分	1.225月分	2.45月分	4.50月分
		勤勉手当	1.025月分	1.025月分	2.05月分	
改 定 後	6年度	期末手当	1.225月分	<u>1.275月分</u>	<u>2.50月分</u>	<u>4.60月分</u> (+0.1月)
		勤勉手当	1.025月分	<u>1.075月分</u>	<u>2.10月分</u>	

○施行期日 公布の日

議案第14号 銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定に準じ、銚子市立高等学校教育職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 給料月額の改定

ア 対象職員 全職員

イ 改定時期 令和6年4月1日

(2) 期末手当・勤勉手当の支給月数

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員

			6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	6年度	期末手当	1.225月分	1.225月分	2.45月分	4.50月分
		勤勉手当	1.025月分	1.025月分	2.05月分	
改 定 後	6年度	期末手当	1.225月分	<u>1.275月分</u>	<u>2.50月分</u>	<u>4.60月分</u> (+0.1月)
		勤勉手当	1.025月分	<u>1.075月分</u>	<u>2.10月分</u>	

イ 定年前再任用短時間勤務職員

		6 月支給分	12 月支給分	年間	計
現 行	6 年度 期末手当	0.6875 月分	0.6875 月分	1.375 月分	2.35 月分
	勤勉手当	0.4875 月分	0.4875 月分	0.975 月分	
改 定 後	6 年度 期末手当	0.6875 月分	<u>0.7125 月分</u>	<u>1.40 月分</u>	<u>2.40 月分</u> (+0.05 月)
	勤勉手当	0.4875 月分	<u>0.5125 月分</u>	<u>1.00 月分</u>	

ウ 特定任期付職員

		6 月支給分	12 月支給分	計
現 行	6 年度 期末手当	1.70 月分	1.70 月分	3.40 月分
改 定 後	6 年度 期末手当	1.70 月分	<u>1.75 月分</u>	<u>3.45 月分</u> (+0.05 月)

○施行期日 公布の日

以 上

○令和6年12月議会議案（その2）説明者及び議案担当課室等一覧

議案番号	議案名	議案説明者	議案担当課室等
第8号	令和6年度銚子市一般会計補正予算（第6号）	財政課長	財政課財政室
第9号	令和6年度銚子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	市民課長	市民課保険年金室
第10号	令和6年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	高齢者福祉課長	高齢者福祉課
第11号	令和6年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	市民課長	市民課保険年金室
第12号	銚子市職員の給与に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務課長	総務課人事室
第13号	銚子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務課長	総務課人事室
第14号	銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	学校教育課長	学校教育課学校教育室